

学校いじめ防止基本方針

－すべての児童が大切にされ、生き生きとした学校生活が送れるために－

平成26年3月策定
平成30年12改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定

はじめに

ここに定める「白山小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

学級担任をはじめ全職員一人一人がまずは、熟読するとともに校内研修を積極的に行うなどして活用を図ることによって、すべての児童が大切にされ、生き生きとした学校生活を保障する事ができる学校環境を築いていくことができると考える。

また、「みんなでつくろう 楽しい学校」を合い言葉に、白山小学校児童会が中心となり、「なかよし宣言」を中核にした、「全校よいこと見つけ」や「なかよし宣言集会」などの取組を行い、児童一人一人が主体的にいじめ未然防止に取り組む意識の向上を図ることも大切であるとする。

◇ も く じ ◇

I 「いじめ防止 これだけは！」・・・・・・・・・・1 (岐阜県教育委員会より) いじめ問題に関する基本的な考え方	IV いじめの早期対応・・・・・・・・・・10 1. いじめ対応の基本的な流れ 2. いじめ発見時の緊急対応 3. いじめが起きたときの対応
II いじめの未然防止・・・・・・・・・・3 1. 生徒達や学級の様子を知るために 2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う 仲間づくりのために 3. 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために 4. 保護者や地域への働きかけ	V ネットいじめへの対応・・・・・・・・13 1. ネットいじめとは 2. 未然防止のためには
III いじめの早期発見・・・・・・・・・・6 1. 教職員のいじめに気づく力を高めるために 2. いじめの態様 3. いじめが見えにくいのは 4. いじめ早期発見の基本 5. いじめ早期発見のための手立て 6. 相談しやすい環境づくりをすすめるためには ☆いじめ発見のポイント・・・・・・・・8	VI いじめ問題にとりくむ体制の整備・・15 1. 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 について VII いじめ問題に取り組む体制の整備・・16 学校の危機管理より 学校生活(いじめ) VIII いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会より）

＝いじめ問題に関する基本的な考え方＝

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもたちにも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性でなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

いじめとは（いじめの定義を理解する）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省 「いじめ防止対策推進法」より】

いじめの基本認識

- ①「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

1. どの子どもも全力で応援する。 →誰も一人ぼっちにさせない。
2. いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める
3. 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→いじめはみんなで必ず止める。
4. 相談されたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

【未然防止】

児童の学級における心の解放
児童同士の仲間づくり
未然防止の組織的な体制作り

【早期発見・早期対応】

組織的な発見と対応
正確な事実確認と正確な情報共有
警察・子ども相談センター等との連携

【保護者との連携】子どもの幸せにつながる信頼関係を！

いじめ指導の基本的な考え方

「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、被害児童や周辺の状況等を複数の者で客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているものとの要件に限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

いじめの指導については、つらい思いをしている児童とその保護者に寄り添うことが基本スタンスである。

また、いじめは一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、加害児童に対する指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

いじめの事案によっては、関係機関（警察、子ども相談所、エールぎふ、スクールロイヤーなど）との連携を図る。

いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

Ⅱ いじめの未然防止

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るものであること
- ◇いじめは、自分からは言いづらいものであること
- ◇いじめは、見ようと思ってみないと見つからないものであること

だからこそ、子ども一人一人に対して、親身になって寄り添い、いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

「いじめ防止 これだけは！（平成25年4月 岐阜県教育委員会）」より

1. 子どもたちや学級の様子を知るために

①教職員の気づきが基本

子どもと同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、悲しみ、子どもたちと場を共にすることが大切である。これが、「徹して深く子どもに寄り添う」ということである。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や人間関係、精神状態を推し量る感性を高めていくことが教師に求められる。

②実態把握の方法

実態を把握した上で具体的な指導計画を立てることが必要である。そのために普段からの観察だけでなく、「こころのせいりばこ（いじめアンケート）」「楽しいくらしのための調査(情報提供アンケート)」の実施等、子どもたちの意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実施することによる実態把握をすることも効果的である。

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

①自尊心を高める、学習・学級活動、学年・学校行事

主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊心」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

「認められた」「人の役に立った」という経験ができる学級、学年、学校であるために、全学級において「よいこと見つけ」の取組を行うことや、児童会主催で「全校よいこと見つけ」「なかよし宣言集会」「いじめを見逃さない日」などの活動を行うことを通して、子どもが主体となり安心して過ごせる「楽しい学校」づくりを進める。

また、「認められた」という自己肯定感につながる教師の子どもたちへの温かい声かけに留意する。教師の姿勢は、子どもたちにとって重要な教育環境の一つである。教師が愛情を持って接し、配慮する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与える事になり、いじめを未然に防止する上で大きな力となる。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を展開していくためには、教職員の共通理解・行動が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について気軽に相談できる職場の雰囲気大切である。そのためには、組織が有効に機能し、子どもと向き合う時間が確保され「心の通い合う学校づくり」を推進することが大切である。また、いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）を常に意識し、共通理解のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期対応にあたるようにする。

3. 命や人権を尊重できる豊かな心を育てるために

①人権教育の充実（豊かな心の育成）

子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である自他の生命の尊厳への理解を促し人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。そのためには、まず教職員自身が人権感覚を高める研修を行う。また、教職員と子どもがともに、白山小学校児童会が中心となって大切にしている「なかよし宣言」「いじめを見逃さない日」を中核にした取組や学級におけるよさ見つけなどの活動を充実させ、望ましい人間関係の構築を図る。

②道徳教育の充実

道徳の授業等を通して子どもたちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「優しさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、子どもの実態に合わせて題材や資料等を十分に検討した上で取り扱うことが大切である。

③全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

小集団学習を充実させたり、日常生活の中で子どもの活躍の場を設定（役割（係）活動、清掃活動）し、子どもの具体的な姿や思いを価値付け・方向付けたりすることで、子どもたちが主体となってよりよい生活を作っていこうとする意欲・態度を育成する。

④インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

情報モラル教育についての取組（児童や学校職員への、警察、専門家等の外部講師等による研修など）や、保護者や地域の方を対象とした研修を行い、学校・家庭と連携（保護者への積極的な情報提供）し、ともに指導を行う。

4. 保護者や地域への働きかけ

保護者会等で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交流しながら協力体制をつくる。また、授業参観でいじめに関する学級活動や道徳を公開する。さらに、学級通信等により、協力の呼びかけと情報提供を行う。

<白山小学校 いじめ防止プログラム>

	思いやりの心を育てる学校・学級創り	未然防止対策に関わって
4月	学級開き 1年生をむかえる会 教師主導によるよいこと見つけ（視点の提示）	校内いじめ防止等対策推進会議① （指導方針・計画） 子ども研①（気になる児童を確認し指導の方向を共通理解する 終礼後） こころのせいりばこ①（記名式）
5月	なかよし遠足（全校） 福祉体験（5年生） 帰りの会でのよいこと見つけ（継続実施）	学校いじめ防止等対策推進会議① （指導方針・計画） 学校運営協議会① 子ども研② いじめ防止等対策方針説明 Wサポートプランの実施 こころのせいりばこ②（記名式） 楽しいくらしのための調査①（記名式） アンケート実施後の即時対応、指導、見届け 教育相談①（教師と児童の二者懇談）
6月	野外学習（5年生） 修学旅行（6年生） いじめ防止強化週間の取組 （6月26日～6月30日）	子ども研③（アンケート交流）
7月	なかよし宣言集会（いじめについて考える日 7月3日） 魚つかみ（PTA主催）	子ども研④ 個別懇談①（教師と保護者の二者懇談）
8月	生徒会サミット（梅林中校区生徒会・児童会）	学校人権教育研修会 子ども研⑤（研修）
9月	夏休みの宝物発表	校内いじめ防止等対策推進会議② 子ども研⑥
10月	後期学級開き 運動会	こころのせいりばこ③（記名式） 楽しいくらしのための調査②（記名式） アンケート実施後の即時対応、指導、見届け 子ども研⑦
11月	白山文化祭 わたの木まつり（全校） 縦割り班でのよいこと見つけ 児童会主催による全校よいこと見つけ なかよし宣言集会	いじめ防止月間の取組 ・いじめ防止に係るDVD視聴 ・いじめに係る道徳授業 教育相談②（教師と児童の二者懇談） 子ども研⑧
12月	溝旗公園清掃（全校）	子ども研⑨ 個別懇談②（教師と保護者の二者懇談）
1月		校内いじめ防止等対策推進会議③ 子ども研⑩ こころのせいりばこ④（記名式） 楽しいくらしのための調査③（無記名式） アンケート実施後の即時対応、指導、見届け 教育相談③（教師と児童の二者懇談）
2月	新一年生入学説明会 1/2成人式（4年生）	学校いじめ防止等対策推進会議② （成果と課題 次年度の方針） いじめ防止等対策方針説明（新入生向） 子ども研⑪ 学校運営協議会②
3月	6年生を送る会 引継ぎ式（なかよし宣言含む） 卒業式 学級閉じ	校内いじめ防止等対策推進会議④ （成果と課題 次年度の方針） 子ども研⑫

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる事が求められる。常にアンテナを張り、「かもしれない」という考え方で「見ようとする事」が大切である。

又、すべての教職員の間で正しい情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する事が大切である。

1. 教職員のいじめに気づく力を高めるために

①子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格ある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

②子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高める事が求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れる事が大切であり、共感的に子どもの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める事が必要である。

2. いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》

《抵触する可能性がある刑罰法規》

- ・冷やかしからいやなことを言われる・・・脅迫・名誉毀損・侮辱
- ・軽くぶたれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする・・・暴行
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行、傷害
- ・私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗・器物破損
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・強要、強制わいせつ・
- パソコンや携帯電話・スマホで、誹謗中傷やいやなことをされる・・・名誉毀損、侮辱
- ・金品をたかられる・・・恐喝
- ・仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

3. いじめが見えにくいのは

○いじめは、大人の見えないところで行われている

いじめは、大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形で行われている。《時間と場所》

②遊びや、ふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、クラブ活動の練習のふりをして行われている形態。《カモフラージュ》

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、

- ①親に心配をかけたくない
- ②いじめられる自分はダメな人間だ
- ③訴えても大人は信用できない
- ④訴えたら、その仕返しが怖い

などといった心理が働くものである。

○ネット上のいじめは、最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校では、ほとんど見られない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近、パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は、すぐに学校に連絡するよう依頼しておく必要がある。

4. いじめ早期発見の基本

①子どもたちの些細な変化に気づくこと

気になる変化（遊びやふざけの様に見える行為に対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何をどのように）を記録する。

②気づいた情報を共有すること

教職員間で情報を伝えあう。重要な気になる情報については、臨時で集まり情報を共有する。

③情報に基づき、速やかに対応すること

必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けて打ち合わせをする。

5. いじめ早期発見のための手立て

①日常的に行うこと

- ・ICTを活用した児童の健康サポート「ここタン」を活用し、児童の心や体の状態を注視し、必要に応じて教育相談を行う。
- ・登校時の様子や朝の会での表情を観察するなど、普段から注意する。
- ・学習ノートや日記ノート等の記述より、気になる書きぶりに敏感になる。
- ・休み時間の人間関係に気を配る。一人でいる児童に声をかける。

②定期的に行うこと

- ・生活を把握するための「こころのせいりばこ」や「楽しいくらしのための調査」を定期的に行い、個人面談（二者懇・三者懇等）を実施する。その際には、児童が回答しやすい環境に気を付ける。また、アンケート結果を教職員間で共有することで児童の支援に有効に活用できるようにする。
- ・職員会議や打ち合わせ等において「子ども交流」を開き、気になる児童について交流し、情報を共有するとともに短期的・長期的な支援の方法を検討する。
- ・アセスメントシステム等を定期的の実施し活用を行う。
- ・不安や悩みを抱える児童や保護者に対して、スクールカウンセラーと連携して相談活動を行うと共に、カウンセラーからの情報を基に全職員が研修を行う。

6. 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

①本人からの訴えには

担任やカウンセラー等による心のケア等、心身の安全を保証する。「全力で守る」という教職員の姿勢を伝えるとともに、事前に守る方法を検討しておかなければならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所の提供。

②周りの児童からの訴えには

訴えたことによるいじめの発生を防ぐために、他の児童の目の届かない時間や場所を

確保する。情報の発信元については、絶対に明かさないと伝える。

③保護者からの訴えについて

日頃から信頼関係を築く。問題が起こっていないときこそ連絡を取り合う。

いじめ発見のポイント

ちょっとした児童の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げると考える。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記に記した「いじめ、差別等『発見、指導』のポイント」はほんの一例であるが、日常生活での子どもつかみのポイントとなる。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

1. いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 朝職員がいないと掃除がきちっとできない。
- 掲示物が破れていたり落書きがある。
- グループ分けすると特定の子が残る。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の児童に気を使っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる。
- 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように手紙のやりとりや周りにちょっかいを出す児童がいる。

2. 登校、下校

- 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- 急に、一人で登校し始める。
- カバンをいくつも持っている。（持たされているのかもしれない？）
- 登校して教室から出ず、休み時間も教室にいつづける。
- カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかもしれない？）
- 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかもしれない？）

3. 朝の会、帰りの会

- 泣いている、机に伏せている。（それでも放っておかれている）
- 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- 机が隣といつもより離れている。
- “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- 強い口調で言われる。（何か指示される、命令調で言われる）
- 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

4. 授業

- 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- 泣いている、机に伏せている。（それでも放っておかれている）
- 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- 机が隣といつもより離れている。
- 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- エンピツや定規などでつつかれる。
- 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをされる。
- 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- 席を替わらされる。（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- グループ学習やペア活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。

- しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました」「トイレに行っていました」「～を探していました」「～を片付けていました」

5. 休み時間

- よく職員室や保健室に来る。
- 教室で一人のことが多い。
- トイレの前に立っている。(立たされれている＝見張り役)
- 暗い顔をし、誰かに手を引かれる、誰かの後をついて歩いている。(いじめ場所への途中かもしれない)
- 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- 玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる)
 - 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。(女子に多い?)
 - 職員室の前などをうろうろしている。(何か訴えたい?)
 - 教室移動のとき、いつも一人。

6. 給食の時間

- 給食当番で、いつも面倒くさい分担(重い物)をやらされる。
- 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- しばしば、足りないメニューがある。(とられた。配られなかった。)
- デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる子。
- 自分の分にいたずらをされる子。(箸をさす、混ぜる、かくす)
- いつも一人でおそくまで食べている子。(当番に嫌がられている可能性あり)

7. 掃除の時間

- いつも、きつい分担をやっている子。(冬の雑巾がけ、机つり)
- いつも、ゴミ捨てに行っている子。(分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で)
- ほうきでたたかれている子、雑巾を投げ付けられている子。
 - ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない子。

8. その他・全体的に

- 視線が定まらない。おどおどしている。
- 急に、成績が下がった。
- いつも、他者の用事で職員室にくる。
- 無口になった。
- いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- 席替えをしてと頼みにくる。
- 学習計画ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- 笑顔が消えた。
- 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される、落書、画鋲が入っている)
- 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(良い行為だが、二面性あり)
- 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- 係をやめたい、変わりたいという。(初めは、さぼり現象)
- 学習計画ノートの中身が急に形式的な優等生的なものになる。
- 学習計画ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。
- 友だちがいじめられていると訴えてくる。ノートに書いてくる。相談に来る。

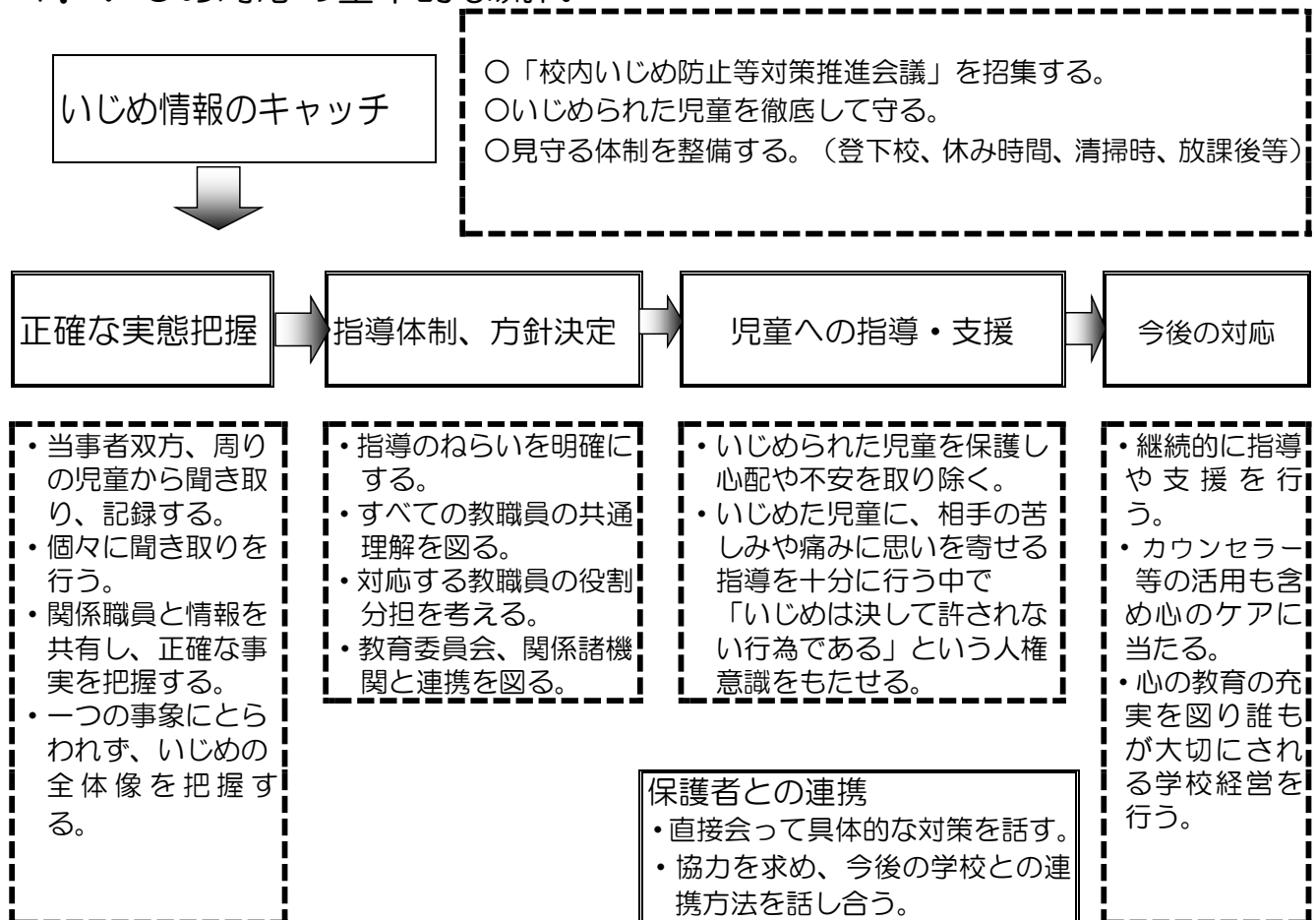
9. いじめている生徒

- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- 特定の児童にのみ強い仲間意識を持つ。
- 他の児童に対して威嚇する表情をする。
- グループで行動し他の児童に指示を出す。
- 多くのストレスを抱えている。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う。

IV いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、校長の指導のもと、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止をするために日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1. いじめ対応の基本的な流れ



2. いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる児童に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに管理職及びいじめ対策監に必ず報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長指導のもと、役割を明確にし組織的にかつ丁寧・迅速に事実確認や情報収集、保護者との連携等を行う。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。

①いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめについて相談に来た児童や情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別々の場所で一人ずつ同時に行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童と情報を伝えた児童を徹底的に守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- ・いじめに至った経緯や心情を聞く。周囲の児童や、保護者等、第三者からも情報を得

る。

保護者対応は、複数教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- ・当事者の児童の対応は、短時間で事実確認を行うため複数の教職員である。
- 管理職指示の基に、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

聞き取りにおいて把握すべき情報例

◇誰が誰をいじめているのか	【加害者と被害者の確認】
◇いつ、どこで起こったのか	【時間と場所の確認】
◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか	【内容】
◇いじめのきっかけは何か	【背景と要因】
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか	【期間】

3. いじめが起きたときの対応

①いじめの被害児童に対して

- ・事実確認と共にまず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「解決するまで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。
- ・必ず解決することを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

☆保護者に対して

- ・事案が起こったその日のうちに家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について説明し協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向けて取り組む事を伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも気になることがあれば連絡してもらいように伝える。

②いじめた加害児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識できるようにする。

☆保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さの認識を促し、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級（学年）、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめを肯定していることと同じであるとの理解を促す。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解できるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分達の問題として意識させる。

④関係機関との連携

事案を把握してから直ちに、教育委員会へ報告する。また、必要に応じて関係諸機関と情報共有や指導の際の連携（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー）を図ったり、各種相談窓口を紹介したりする。

⑤継続した指導

- 解決したと見られる場合でも、引き続き十分観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- 3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ、児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、カウンセラーや関係諸機関の活用を含め、心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- 教育相談や生活ノート等で積極的に関わり、その後の状況把握に努める。
- いじめの被害児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻せるようにする。
- いじめの加害児童に対しても、保護者と連携し、児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む事を洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取り組みを強化する。

4 指導の継続

①個人調査について

- 保護者からの「いじめがあった」等の申立てに対応したり、重大事態の調査に必要となったりするため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、当該児童が卒業するまで、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

②指導記録について

- 1事案1ファイルを原則として、事案の概要や、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

③校種間、学年間での確実な引継ぎ

- 生徒指導ファイルへの記録を随時行いながら、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

5 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

V ネットいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

児童にとって携帯電話・スマートフォンは身近な存在となっており、ネットいじめの未然防止、早期発見のためには、その危険性を児童、保護者に理解してもらい、被害を受けている子ども達が発するサインを見逃さないよう保護者との連携が不可欠である。

「ネット上いじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては中警察署生活安全課と連携して毅然とした態度で対応する。

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

- メール、ブログ、チェーンメール
学校非公式サイト（学校裏サイト）
でのいじめ



【特殊性による危険】

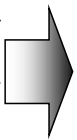
匿名性により、自分とわからなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど心理的ダメージが大きい。

- SNS から生じたいじめ
A 君が友達数人に限定した SNS だからと安心して B 君の悪口を書き込んだ。それをグループの C 君がコピーして他の SNS の掲示板は書き込み、B 君の知るところとなった。その後、同掲示板に A 君の誹謗中傷が大量に書き込まれた。



掲載された個人情報や画像は加工が容易にできることから誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど個人情報流出の危険性がある。
一度別の SNS に貼り付けられると削除できない。

- 動画サイトでのいじめ
A 君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子が携帯電話で撮影されていた。そして、過激な映像が注目される動画サイトに投稿された。



一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされることにより、より大勢の目に触れることになり、取り返しがつかないことになる。

2. 未然防止のためには

学校での校則や情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し、共に指導を行う事が重要である。

保護者会で伝えたいこと

- SNS は、利用しないこと。（パソコンにおいても）
- 家庭で親の責任において携帯電話・スマートフォンをもたせたり、SNS を利用させたりする場合は、家庭でのルールを徹底すると共にフィルタリング等を必ず行う事。
- 家庭で、児童がトラブルに巻き込まれたときに見せる小さな変化に気づいた場合、躊躇なく問いかけ、学校へ相談すること。

●「SNSは、トラブルの入り口に立っている」という認識を持ってもらう。

教育DCに関する指導の際、子ども達に理解を促すポイント

インターネットの特殊性を踏まえて（携帯電話・スマートフォンともに）

- ◇発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ◇匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- ◇違法情報や有害情報があふれていること。
- ◇安易な書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害など犯罪にもつながる可能性がある。
- ◇写真等、一度発信した情報は、瞬く間に第三者にコピーされ二度と回収できないこと。

【子ども達の心理】
 匿名で書き込めば、自分とわからなければ、誰にもわからなければ、見られていないから、あの子どもやっているから、動画サイトで目立ちたいから

3. 早期発見・早期対応のためには

もたせない、使わせないことが子どもをトラブルから守る唯一の方法である

しかし、不幸にしてトラブルに巻き込まれてしまった場合

関係諸機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応が必要

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。
《指導のポイント》

- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- 全く関係ない第三者が誹謗中傷を利用して、書いた本人を攻撃する場合がある。
- 匿名で書き込みはできるが、必ず特定される。
- 書き込みが悪質な場合、犯罪となり、警察に検挙されること。
- 警察、教育委員会には、常にネットを監視する特別な部署があり見張っていること。

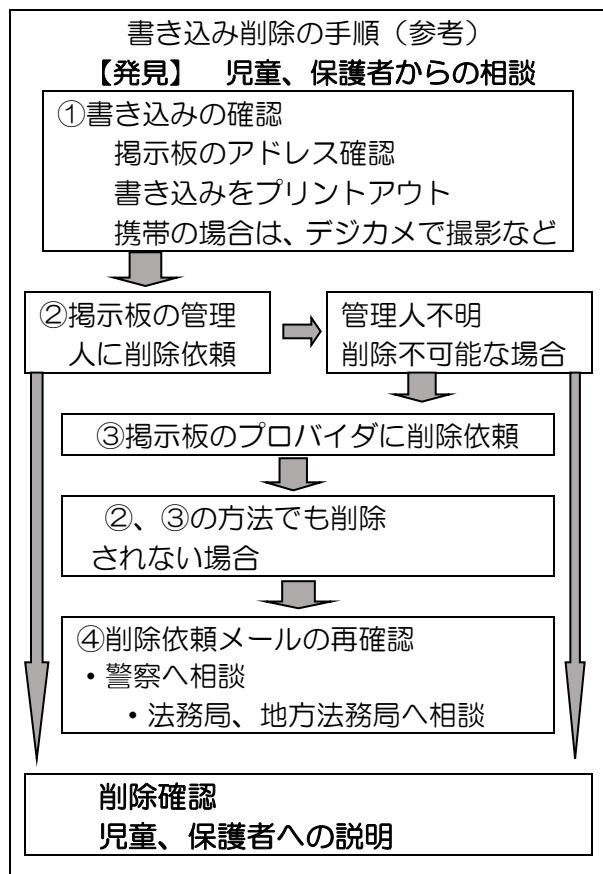
チェーンメールの対応

《指導のポイント》

- チェーンメールの内容は、架空のものであり転送しないことで、不幸になったり、危害を加えたりするものはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友達関係を損ねるので絶対に転送しないこと。転送したことにより「ネットいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先アドレスを紹介している。
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>



SNSでの脅迫被害等の場合、

中警察署生活安全課へすぐに連絡する。

保護者、本人に教師がついて相談に行く。脅迫、迷惑 SNS の内容を削除しないようにする。

☆情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をもつ。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題の取り組みに当たっては、学校長の指導のもと「いじめを根絶する」という強い意思を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「学校(校内)いじめ防止等対策推進会議」を設置し、その会議を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。又、組織が有効に機能しているかについて定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していく。

1. 学校(校内)いじめ防止等対策推進会議の設置について

○メンバーは、学校長が任命した教頭、生徒指導主事、低中高学年主任、養護教諭、人権教育担当を中心に、外部よりスクールカウンセラーなどをメンバーとして校内いじめ防止等対策会議を設置する。なお、メンバーは、実態等に応じて柔軟に対応することもある。本校は、小規模校であり教職員数も少ないので、全職員が構成メンバーとしての意識をもって当たる。外部よりのメンバーを加える場合は、「学校いじめ防止等推進会議」とする。

《学校(校内)いじめ防止等対策推進会議 構成メンバー》

○校 長「総括」 ○教 頭「総括補佐、教育委員会連携、外部・地域対応窓口」

○いじめ対策監「いじめ防止等対策推進会議招集 いじめ未然防止活動の推進」

○教務主任「いじめ防止等対策年間指導計画」

○生徒指導主事「こころのせいりばこ作成・集計・分析、学校規律」

○低中高学年主任「子どもづかみ・学年間連携」 ○養護教諭「心の相談」

○学校人権教育主任「人権に関する指導・活動」 ○教育相談主任「心の相談」

【外部より】 P T A会長 スクールカウンセラー 主任児童委員 学校運営協議会委員

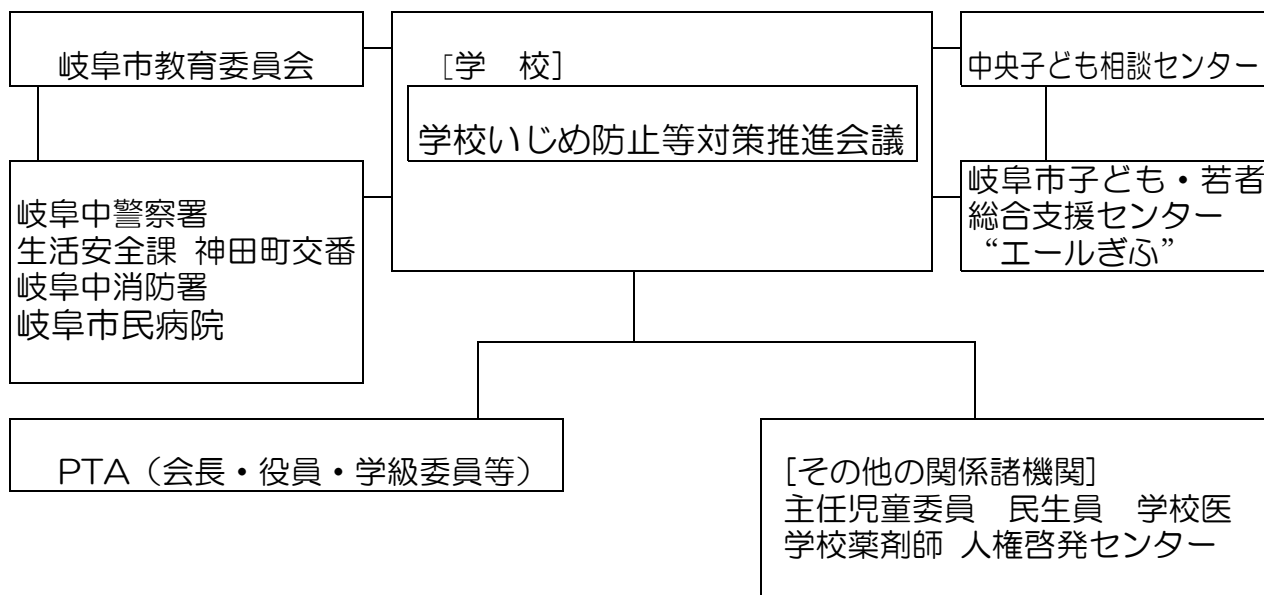
〈いじめ防止等対策 校務分掌〉

道徳主任・・・・・・・・・・ 「思いやり・仲間・助け合い等 道徳授業、実践」担当

学習部長(研推長)・・・・ 「わかる授業作り」担当

児童会担当・・・・・・・・ 「自治的な取り組み」担当

Ⅶ いじめ問題に取り組む体制の整備



【関係連絡先一覧】

関係諸機関	関係課等	電話番号
岐阜市教育委員会	岐阜市役所	265-4141
	学校指導課長（教育次長）	内線：5663
	生徒指導担当指導主事	内線：6367
	人権啓発センター	内線：6372
岐阜中警察署	生活安全課	263-0110
	神田町交番	262-4632
岐阜市中消防署		262-8151
岐阜市民病院		263-1101
白山小学校 校医	岡田内科	264-8777
	白木耳鼻科	265-3387
	市橋眼科	263-8076
	岸本歯科	266-9001
白山小学校 薬剤師	山口 裕之	080-4539-3707
中央子ども相談センター		201-2111
岐阜市子ども・若者総合支援センター “エールぎふ”		269-1321

I. いじめ

A小学校3年生のB子は、同級生の男子グループから「きたない」などと言われたり、無視されたりするなどのいじめを受けていた。担任はいじめについて、いじめた児童や学級全体に指導を行い、いじめは解決したと思っていた。しかし、担任の知らないところでいじめが継続しており、B子は、保護者に「いじめられているので学校に行きたくない」と訴えた。その訴えを聞いた保護者から、校長に学校の指導の不十分さについて強い抗議があった。

1. 事実の分析と課題

- (1) いじめられた児童は、心理的に非常に追いつめられた状態になる。本人の立場に立って共感的に関わり、心のケアを図ることが求められている。
- (2) この事例では、いじめに対し、担任だけで対応していたと考えられる。いじめの指導に当たっては校長が指導の中心となり、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。
- (3) 担任による今までの指導経過から、保護者との連携が不十分であったと考えられる。誠意ある対応により信頼回復を図り、協力関係を築く事が必要である。

2. 緊急対応のポイント

〔いじめの基本認識〕

いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない行為である。学校はいじめられている児童の立場に立ち、全力でその児童を守り、問題の解決を図る。

(1) いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

- 管理職や関係職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。
- 家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

〔被害児童〕

- 保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
- 児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- 児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

〔保護者〕

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点が認められれば謝罪する。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束すると共に、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係職員でこれまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し（学校いじめ防止等対策推進会議）、課題を明確にすると共に、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。

(3) 加害児童、周囲の児童からの事実調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮すると共に、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・加害児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えばグループで面接し「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

(4) 加害児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すと共に謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・保護者にいじめの解決を通してより良い成長を促したいという教師の願いを伝え協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら家庭での子どもへの接し方について助言する。

(5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさへの共感と、はやし立てたり傍観したりする行為が、いじめを助長させ、いじめに当たることへの理解を促すことで、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・担任は、被害児童や加害児童生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。
- ・関係した児童の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。又、教師からの声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

(7) 関係機関との連携

- ・児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携をはかる。
- ・暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

3. 未然防止のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

校内いじめ防止等対策推進会議や子どもの姿を交流する「子ども研」を定期的に行い、教師の認識を高め、悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取り組みを充実する。また、いじめは絶対許さないという教師の姿勢を、日頃から折に触れ、児童に示す。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会活動や学級活動を通して、いじめを見かけたら、児童がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等の方法も工夫する。

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。